

森雅幹私的意見

① 第5条（事業者等の責務） 責務が重すぎる



（事業者等の協力）ではどうか

事業者は責務だが、それ以外の協力機関は別に条を立てる  
かどうかして、協力

② 第9条

県内事業者またはそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい  
環境を整備し、および県内の人材、物品等を積極的に活用し、又  
は使用するよう配慮するものとする。

#### 県内の人材、規則で定める物品等

規則で第9条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内  
事業者以外の事業者が県外で生産しているものでも配慮できるよ  
うにする。

（配慮の順位で①県内事業者県内産品②県内事業者県外産品②当  
該県内事業者以外の特貢献事業者県外産品）

③ 第9条第2項について

2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認め  
る県内事業者以外の事業者またはそれらが参加する事業体につい  
て、前項に準じた配慮をすることができるものとする。

貢献を特にしている あいまいであり職員は運用に困りはしない  
か？規則委任すべきではないか？

規則に県内雇用人数等規定すればどうか